

基本保証約款

この基本保証約款（以下「本約款」という。）は、医療機関と株式会社日本料金保証（以下、「当社」という。）が、患者の医療機関に対する診療費等の債務を当社が連帯保証する基本的な法律関係（以下、「本契約」という。）について定めるものである。

第1条（保証制度について）

本保証制度は、医療機関が患者と診療契約を締結し、患者が医療機関に対して負担する債務について当社との間で保証委託契約を締結したことにより、当社が医療機関に対して患者の債務を連帯保証するものであり、保証委託契約の内容については保証委託約款、連帯保証契約の内容については本約款にて定めるものとする。

第2条（保証の対象患者）

1. 入院患者についての保証は、すべての入院患者を対象とする。
2. 外来患者についての保証は、当社と医療機関が合意した種類の患者のみを対象とする。

第3条（保証する医療費の範囲）

1. 入院患者については、医療機関と患者との間の診療契約に基づく診療費（差額ベッド代、食事費用等を含む。）を対象とする。ただし、公的医療保険制度等に基づき医療機関に対して支払われる診療報酬、医療機関が外部に回収を委託した費用を除く。
2. 外来患者については、前項に定める診療費の範囲内において、当社と医療機関が患者類型ごとに合意したものを保証範囲とする。

第4条（医療機関の協力義務等）

1. 医療機関は、当社が行う保証業務について以下の事項を実施、協力するものとする。
 - (1) 当社が提供する保証委託契約書、保証委託契約書兼領収証を印刷し、当社の代理人として患者に対して保証契約について説明して保証委託契約書に署名を求め、保証料を受領して保証委託契約書兼領収書を渡すこと。なお、当社と医療機関との協議により、別の方法を定めることができる。
 - (2) 当社が提供する医療機関専用管理サイトへ毎月の患者数を登録し、保証料を当社の指定口座へ送金すること。

- (3) その他、当社が依頼する保証業務上必要な業務について協力すること。
2. 当社と医療機関との間の連絡、報告、請求、問合せなどは原則としてすべてオンラインで行うものとする。
 3. 医療機関は、当社が発行した医療機関専用管理サイトのID・パスワードを厳重に管理することとし、第三者がID・パスワードを利用してサイトの操作を行った場合でも、当社は医療機関が行ったものとみなす。

第5条（保証料）

1. 当社は医療機関から必要な情報の提供を受け、入院患者の保証料及び外来患者（類型毎）の保証料の各金額を決定する。

第6条（個別の保証契約の成立）

1. 患者と当社との間の保証委託契約は、患者が保証委託契約書に署名したときに成立し、同時に医療機関と当社との間で当該患者を主債務者とする連帯保証契約が成立する。患者が署名できないときは、患者の意思に反する場合を除き、近親者等が患者の代わりに署名をすることができる。この場合、保証料は署名した近親者等が支払うものとする。
2. 連帯保証契約の成立により保証委託契約は終了する。
3. 保証委託契約が終了した場合でも、当社と医療機関との間の連帯保証契約は継続する。
4. 医療機関は、保証委託契約締結の日が属する月の翌月10日までに医療機関専用管理サイトに類型毎の患者数を登録する。
5. 前項の登録数に応じた保証料を、登録した月の20日までに当社指定の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。振込手数料は医療機関の負担とし、振込保証料から控除しないものとする。

第7条（保証期間）

1. 入院患者についての保証期間は、保証委託契約締結日（入院日）から退院の日までとする。
2. 外来患者の保証期間は、患者の類型ごとに当社と医療機関の間において個別に定めるものとする。
3. 患者が医療費の支払いを怠り、当社が医療機関に対して保証履行をした場合、当該患者に関する保証契約は終了する。

第8条（保証の上限額）

1. 患者ごとに保証の上限額は定めない。

2. 医療機関が保証履行請求した月の前 24 ヶ月間に保証委託契約を締結した入院患者の保証料の合計額に 0.8 を乗じた額から、同期間に医療機関が保証履行の承認を受けた合計額を差し引いた残額を当月の保証履行可能上限額とする。上限額を超えた部分は保証履行を請求することができない。

第 9 条（保証履行）

1. 患者が料金の支払いを滞納し、回収不能と判断される場合、医療機関は当社に対して保証履行を請求することができる。
2. 保証履行請求に当たって、医療機関は専用管理サイトに、①保証履行請求額、②未収となっている医療費の内訳、③督促の状況等を登録する。
3. 当社は前項の内容を審査し、回収不能と認めた場合に保証を承認する。
4. 保証履行は、保証承認をした月の翌月に医療機関が当社に対して支払う保証料と相殺する形式で行う。

第 10 条（秘密保持義務）

1. 医療機関及び当社は、本契約に関して提供を受けた相手方の技術上、営業上及び経営上の情報（以下、総称して「秘密情報」という。）について秘密を保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に対して秘密情報を開示又は漏洩してはならない。当該秘密保持にあたって、医療機関及び当社は、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を管理しなければならない。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しない。
 - (1) 提供を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 提供を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 提供を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 提供された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
 - (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
3. 当社は、保証履行した患者に対して求償する場合に当該患者に関する情報を利用することができる。
4. 医療機関及び当社は、秘密情報を本契約の遂行上必要のある自己、親会社、子会社、関連会社、又は関係会社の役職員、業務委託先若しくは弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーであって、本契約において自己が負うのと同等の義務を課した者にのみ開示でき、かつ本契約以外の目的には使用しない。
5. 第 1 項にかかわらず、法令、裁判所、その他規制権限を有する公的機関の裁

判、規則又は命令に従い、必要最小限度の範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができる。但し、情報開示したことを相手方に通知しなければならない。

6. 医療機関及び当社は、秘密情報を本契約の目的のために必要な範囲を超えて複製又は複製してはならず、複製・複製物は秘密情報に含まれる。
7. 医療機関及び当社は、本契約の解除、解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報（複製・複製物を含む。）を速やかに返還又は廃棄する。但し、保証期間内の患者の情報、求償に必要な情報は当社において保管、利用することができる。

第 11 条（個人情報）

1. 医療機関及び当社は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報のうち、本件取引に関して相手方より提供された個人情報を第三者に漏洩してはならない。
2. 当社は、保証履行した患者に対して求償する場合、必要な範囲内の当該患者に関する個人情報を利用することができる。
3. 本条の効力は、本契約終了後も存続する。

第 12 条（競業避止義務）

1. 医療機関は、本契約期間中、本件保証制度と同種又は類似の事業を行ってはならず、また第三者をしてこれを行わせてはならない。
2. 医療機関は、本契約終了後 3 年間は、本件保証制度と同種又は類似の事業を行ってはならず、また第三者をしてこれを行わせてはならない。但し、当社の事前の書面による承諾がある場合はこの限りでない。
3. 医療機関が前 2 項のいずれかに違反した場合、違反者は当該違反行為を直ちに停止するとともに、医療機関が取り扱った保証料の平均月額額の 3 年分を違約金として当社に対して支払う。なお、当該違約金は損害賠償の請求を妨げるものではない。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 医療機関と当社は相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力が事業活動を支配し、または反社会的勢力等に不当な資金提供を行うなど、社会的に不相当な関係を有する個人または法人、その他の団

体ではないこと。

(3) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

2. 前項に反する行為が判明したり、事実が該当した場合には、相手方は、何らの催告を要せずして、この本契約を解除し、本契約に基づく一切の義務を免れるものとする。

3. 前項の規定により本契約が解除されたことにより被解除者が損害をうけた場合も、解除者は何ら損害賠償義務を負わないものとする。

第 14 条（契約の解除）

1. 医療機関又は当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約等のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正しないとき

(2) 本契約に関し、相手方による重大な違反又は背信行為があったとき

(3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立、その他公権力の処分を受けたとき

(4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立を受け、若しくはこれらの申立を行ったとき、又は私的整理の開始があったとき

(5) 支払停止、支払不能に陥ったとき、又は自ら振出しもしくは裏書した手形・小切手が一度でも不渡りとなったとき

(6) 信用の失墜又はその資産の重大な変動等により、契約当事者間の信頼関係が損なわれ、本契約の継続が困難であると認める事態が発生したとき

(7) 事業を譲渡し、事業を廃止し、合併し、又は解散したとき

(8) 監督官庁から事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき

(9) その他本契約等を継続し難い重大な事由が生じたとき

2. 前項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 15 条（契約期間）

契約期間は、本契約の締結日から 5 年間とする。但し、各契約当事者が相手方に対し、契約期間満了日の 1 ヶ月前までに、書面または電子メールにより契

約更新を行わない旨の意思表示をしないときは、同一条件にて契約が更新されるものとし、その後も同様とする。

第 16 条（約款の変更）

当社は必要があるときは民法の定めに従い、この約款を変更することができ、その内容は当社がインターネットのサイトに掲載することにより周知するものとし、医療機関は変更後の約款に従うものとする。

第 17 条（その他事項）

本契約または本約款に定めのない事項については、民法・その他法令や慣行に従い、双方誠意を持って協議・解決するものとする。

第 18 条（管轄裁判所）

本契約により生じる権利義務に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上